

農用地利用集積計画書

平成 年 月 日 (公告)

和歌山県日高郡日高川町

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別様とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄は大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等を記載する。
- (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間も併記する。
- (6) (D)欄の「存続期間(終期)」は、「○年」又は「○○年○○月○○日(始期)から○○年○○月○○日まで」と記載する。
- (7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年月日までに農協の名義の貯金口座に振り込む等)記載する。
- (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等を記載する。
- (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受けた者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額
利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとして、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、特に申し出がない場合、乙が負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了した時は、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益物については、その返還時に増価格が現在している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価格(土地改良法昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益物については、増価格)の償還を請求することができる。
ウ イにより有益物の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益物の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増価格とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、各目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (10) その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、町が協議して定める。

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(借り手)

整理番号		氏名又は名称		性別		年齢		農作業従事日数	日			
(A)	m ²	(B)	m ²	(C)	作目	利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員) の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
						世帯員	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量
農地		農地	田 畑	男	人	農業専従者	(人)	人		トラクター ・ 田植機 ・ コンバイン ・ ハーベスター ・ バインダー ・ 動噴 ・ トラック		
採草放牧地		採草放牧地	計	女	人	農業補助者	主として農業に従事する者					(人)
その他							従として農業に従事する者					(人)

(記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一広告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A)欄は、同一広告に係る計画によって、利用権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

(3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(4) (D)欄の「農業従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

(5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合は、農家台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

第1 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係

記載例

1. 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				(氏名又は名称)				(住 所) 〒649-1324				同意印	印			
	借り方(耕作者)が記入				○ ○ ○ ○				日高川町大字土生○○○番地								
利用権の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (B)				(氏名又は名称)				(住 所) 〒649-1324				同意印	印				
貸す方(所有者)が記入				△ △ △ △				日高川町大字土生△△△番地									
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権等の設定に係る当事者間の法律関係 (E)				利用権を設定する土地の(B)以外の権原者(F)		備考 (新規又は更新の別)	
所在		地番	現況地目	面積(m ²)	利用権の種類	利用権の内容(作目名)	始期	存続期間(終期)	借賃	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印			
大字	字															新規	
土生	□□□	1234-5	田	700	賃借権	水稻	(空欄)	H30年12月31日	合わせて10,000円	年末払(持参)							
"	"	5432-1	畑	300	"	温州みかん	"	"	"	"						"	
2筆以上ある場合は、順に記入してください				作作品目 ・水稻 ・野菜 ・晩柑 ・梅 など		※賃貸借の場合に記入 支払日や支払の方法 ・年末払(持参) ・年末口座振込 など		※賃貸借の場合に記入 ・〇〇円 ・米〇俵 ・反当たり〇〇円(または米〇俵) など		次のどちらかを記入 ・新規 ・更新 (再設定する場合)							
次のどちらかを記入 ・賃借権 (賃料や米などの対価がある場合) ・使用賃借権 (無償の場合)				終了日を明記 H〇〇年〇月〇〇日													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>の欄は、全てご記入下さい。</p> <p>借りられる方は、裏面の『3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(借り手)』も記入し、別紙『誓約書』を添付の上、農業委員会へ提出して下さい。</p> <p>この計画書は、毎月10日頃に開催される農業委員会総会において決定されます。(後日写しを双方に送付します)</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【お問い合わせ】 日高川町農業委員会事務局 TEL 0738-22-9423</p> </div> </div>																	

[借受者が記載のうえ農用地利用集積計画書に添付してください]

誓 約 書

土地の表示

大 字	字	地 番	現況地目	面積 (㎡)	栽培作物名等

上記農地を借り受けるにあたり、『農用地利用集積計画 2. 共通事項』を遵守するとともに、私が使用収益権を有する全ての農地を耕作します。
また、下記事項を遵守することを誓約いたします。

平成 年 月 日

日高川町農業委員会会長 様

住 所
借受者
氏 名

記

- (1) 耕作農用地の全てについて、耕作の事業を行います。
- (2) 利用権の設定を受ける農地は、期間中は効率的に利用し耕作の事業を行います。
- (3) 耕作の事業に必要な機械施設を入手しております。また、入手見込みです。
- (4) 本人と世帯員等が必要な農作業に常時従事いたします。
- (5) 利用権の設定を受ける農地を含む区域で、地域の農業者が一体的な取組みを行っている場合、会合、水利調整や農道の補修・草刈り等の共同の取組みに積極的に参加します。また、その地域における慣例を尊重し、費用負担にも応じ、地域の取組みを阻害いたしません。
- (6) 無農薬や減農薬栽培については、周辺地域に悪影響を及ぼさないよう、私自らが進んで調和を図ります。
- (7) 町及び町農業委員会の指導に従います。
- (8) 【新規に借り受ける場合】栽培方法や水利の調整等について、事前に周辺農地耕作者・水利組合責任者等と話し合いをし、了承を得た上で作付を行います。